

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
I	1	(1)	①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	基本理念が明文化され施設内の文書やホームページ、パンフレットに記載されています。職員は名刺に基本理念を載せたり、半期に一度職員が記入する目標マネジメントシートに基本理念と方針を記入することで自ずと基本理念や方針の周知が図られています。新採職員に対しては入職時の研修で基本理念に基づいた支援について研修が行われています。生活者には全体で集まる機会等を利用して施設長から分かりやすい言葉で基本理念の周知が図られています。
I	2	(1)	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	県のホームページや市の福祉計画等で社会福祉事業全体の動向についての把握に努めています。会計士より提出される試算表や経営指標を用いて毎月経営状況について分析が行われています。
I	2	(1)	②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	毎週、各事業所の管理職が集まって経営会議が行われ、経営状況や課題について話し合いが行われています。事業所としては外国人の採用を含めた人材確保や、多様化する相談に対応できる人材の育成等が課題として挙げられ、職員に周知が図られ改善に向けた取り組みが進められています。
I	3	(1)	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中・長期計画の策定は検討中ですが策定されるまでには至っていません。中・長期計画の策定においては実施するサービスの更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズの基づいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標を明確にし、その目標を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画になることを期待します。
I	3	(1)	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画が策定されていないので、中・長期計画の内容を反映した事業計画にはなっていませんが、単年度の事業計画では事業所目標を達成するための具体的な計画が挙げられ、計画を実行するにあたっての具体的な数値目標や具体的な成果等を設定しています。また実施状況の評価が行える事業計画となっています。
I	3	(2)	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画の中で立てられた数値目標を含め、事業計画の進捗状況について3ヶ月毎に評価が行われて、年度末には事業計画の評価、反省を含めた事業報告書が作成されています。事業報告書に基づいて次年度の事業計画の策定に繋がっています。
I	3	(2)	②事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	新年会、送別会等生活者全員が集まる機会等に利用者に関係する内容について説明が行われています。最近では生活者のプライバシーを守る観点から「多床室に壁をつくり個室にしてい」「ユニットバスを導入していく」等の説明がされています。事業計画の生活者への周知については、主な内容を簡潔にまとめ、理解しやすい工夫を行うことを期待します。
I	4	(1)	①福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c	事業所にルール見直し委員会を設置して不必要、不適切なルールを撤廃し、職員の本来的役割について考え明文化に努めています。福祉サービス相談員を任命し毎月1回訪問相談会を開催し生活者からの苦情・要望等を受け付けています。福祉サービスの「見える化」を図るため「全救協版個別支援計画書」「適応行動尺度」の導入に取り組んでいます。第三者評価の受審の機会に定められた評価基準に基づいた自己評価を行うとともに、評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されることを期待します。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
I	4	(1)	②評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	自己評価、第三者評価の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。評価の結果を分析した結果やそれに基づく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることを期待します。
II	1	(1)	①管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c	管理者は、施設の経営・管理において、理念や基本方針を踏まえた取り組みを具体化し、質の高い福祉サービスの実現に役割と責任を果たしています。管理者は自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知を図ることを期待します。平常時のみならず、有事(災害、事故等)における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されていることを期待します。
II	1	(1)	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	管理者は必要とする研修に積極的に参加して、幅広い分野について遵守すべき法令等の把握に努め、職員に対しても事ある毎に施設の役割や使命、遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行っています。生活者のみならず、地域の生活課題を抱えている人への支援の重要性を示しています。
II	1	(2)	①福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	事業目標に「管理的支援から自己決定の支援への意識転換」として、職員の本来的な業務や役割について明文化する取組に指導力を発揮しています。支援の「見える化」を図るために「全救協版個別支援計画書」と「適応行動尺度」の導入に積極的に取り組んでいます。
II	1	(2)	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	毎週1回、法人内の管理職が参加して経営管理・労務管理の課題について検討が行われ、働きやすい環境作りに努めています。管理者は毎月事業所の人員配置や試算表を元に財務状況の確認をしています。また記録ソフトやタブレットの導入でペーパーレス化に努めるほか、館内のWi-Fi環境を整備するなど業務の実効性や効率化を図っています。
II	2	(1)	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人の経営会議において人材確保及び配置・育成に関して定期的に協議され方針が立てられています。法人本部には、人事担当が専任されており、事業計画書、報告書に人材確保及び育成に関しての実績を数値とともに報告しています。
II	2	(1)	②総合的な人事管理が行われている。	a	法人総体でキャリア・ステージ・プログラム(キャリア・パス制度)を実施して目指すべき職務目標、希望目標等が細かく設定されています。職員一人ひとりが、目標マネジメント・シートを提出し、自らの目標や期待される職務内容を面接等により確認していく制度となっています。人事考課の仕組みが作られており、その考課が昇給、賞与等へ反映されています。
II	2	(2)	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	定期的に職員との個別面談の機会を設け、職員の就業状況や意向の把握に努めています。職員の有給休暇の取得状況を定期的に確認したり、総合的な福利厚生が実施されるなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。法人内の処遇改善手当の格差を解消するため法人独自の特別処遇改善手当の支給が行われています。職員の子育て支援として、敷地内の法人経営の保育園を利用できる制度があります。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
II	2	(3)	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	基本理念実現のために事業所として「期待する職員像」を明記しています。職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。職員は半期に1度「目標マネジメント・シート」を作成し、提出し、それぞれに設定した目標の進捗状況について上司と面接を行っています。
II	2	(3)	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	基本理念実現のために事業所として「期待する職員像」を明記しています。事業所のキャリア・ステージ・プログラムに推奨受講研修・推奨取得資格として職員として必要とされる専門技術や専門資格を明示され、職員は必要な研修に参加しています。障害を持つ当事者が講師となり「障害平等研修」を実施して全職員が参加しています。
II	2	(3)	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	事業所のキャリア・ステージ・プログラムのステージ・コース別に推奨受講研修として研修計画が示されています。職員の習熟度については法人独自の「ステップ8」を活用しています。階層別、職種別研修についても研修の機会を確保しています。新人職員については入所時に研修を行うと同時に業務中にOJTが適切に行われています。
II	2	(4)	①実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生担当職員が事前の打ち合わせ等を含め窓口となり、実習生の受け入れを行い、福祉サービスに関する専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備され、実習が行われています。
II	3	(1)	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページを活用して、法人、施設の理念や基本方針、提供するサービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算の情報を適切に公開しています。法人の広報誌「ナザレの里」を年1回発行し行政や関係機関に送付しています。
II	3	(1)	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人における事務・経理・取引等に関するルール等が定められ、適正な経営・運営が行われています。外部の会計事務所と契約し、毎月の事務・経理・取引等について内部監査を実施するなどして定期的に確認しています。
II	4	(1)	①利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	ユニバーサル就労支援事業に地域の人が参加して利用者と交流を図っています。毎年、地域の小学生と事業所のグラウンドを使って合同の運動会を実施して交流を図っています。地域の敬老会が事業所の地域交流センターで行われ、食事を作ったり、参加する老人の送迎を手伝ったりしています。地域の夏祭りの見学に行ったり、文化祭に作品を出品したりしています。
II	4	(1)	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティアの受入れについては傾聴ボランティアや読書クラブ、クラブ活動の先生など大勢のボランティアの受け入れを行っています。ボランティアの受入れについて、登録の手続き、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルの整備が望まれます。大学との共同研究により「適応行動」向上のための支援プログラムを開発しています。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
II	4	(2)	①施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	福祉事務所、社会福祉協議会、病院、デマンドタクシー等個々の利用者に対応できる社会資源を明示したリストを作成しています。居宅生活訓練事業では地域の関係機関・団体と適切な連携を取りながら利用者のアフターケア等を含めた支援に取り組んでいます。また、法人事業所の通所サービスも受けられる体制となっています。
II	4	(3)	①福祉サービス所が有する機能を地域に還元している。	b	県社会福祉協議会が事務局の「ツナガルねっといばらき」のメンバーとなり、様々な企業、団体と連携し、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努め、情報の共有や活動を行っています。
II	4	(3)	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業として「ナザレ園ユニバーサル就労支援事業」として、地域の働きづらさを抱えている人に事業所での清掃や農作業等の働く場を提供し就労支援を行っています。生活サポート事業として地域の生活困窮者の生活上の困りごとへの対応を実施しています。
III	1	(1)	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービスが行われている。	b	生活者の個人情報の保護については法人として規定されていますが、管理者をはじめ担当の職員による委員会を組織しマニュアルの策定や研修の実施及び個人情報の整理を定期的実施し、職員の周知学習を促す活動が望まれます。生活者等へは、施設利用開始時に個人情報保護の同意を書面で取り交わす等の取り組みが望まれます。
III	1	(2)	①利用希望者に対して福祉サービス所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	施設のパンフレットの他、法人全体の事業を生活者や一般の人を対象に分かりやすく図解や写真を用いた案内書が作成されています。体験入所やユニバーサル就労支援等、対象者にあった支援サービスのメニューが用意されています。
III	1	(2)	②福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	従来からの個別支援計画の策定のほか、よりアセスメントを細かく実施した「全国救護施設版」の個別支援計画について、生活者本人の同意を得て実施しています。まだ導入開始の段階ですが、今後より多くの生活者へ同様の計画が策定されることを期待します。個別支援計画に関して、実施マニュアルが制定されており計画から実施、見直しまでの過程が明記されており、生活者の個別配慮についても定めています。生活者と「話し会」(みどり会)を実施しており施設生活の要望や改善を聴き、規則(ルール)の見直しの元となっています。
III	1	(2)	③福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	施設から地域生活への移行を目標とする支援を実施し、法人内の支援事業等を利用して継続的に支援に当たっています。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅲ	1	(3)	①利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	定期的にみどり会を開催し、要望や訴えを聴取していますが、生活者へのアンケート等を実施し、より多くの意見や要望を出せるような取り組みに期待します。
Ⅲ	1	(4)	①苦情解決の仕組みが確立してお、周知・機能している。	b	生活者の家族代表、第三者、事業者からなる福祉サービス相談員を任命しているほか第三者委員による月1回の訪問相談会を実施し、生活者や家族からの苦情要望を受け付けています。年2回福祉サービス相談委員会を開催し半期ごとのケースを持ち寄り検討を行っています。苦情や要望への対応について多くの生活者や家族等に周知してもらうためにも広報誌や館内の掲示板等にて公開することを期待します。
Ⅲ	1	(4)	②利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	生活者の今後の希望や支援の要望を各寮の担当者に相談する体制ができています。施設を退所し自立を希望する生活者への支援に力を入れています。
Ⅲ	1	(4)	③利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	意見箱を玄関口に設置しているほか、定期的な自治会「話し会」(みどり会)の開催により生活者から直接聴取しています。ルール見直し委員会が設置され定期的に生活事情の規則等の見直しが行われています。
Ⅲ	1	(5)	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメント委員会が設置され、定期的に課題検討及び防災・防犯、食中毒、感染症予防等各種マニュアルの見直しを実施されています。生活者への介護事故の防止のため各リーダーによる介護基本等のOJTが実施されています。
Ⅲ	1	(5)	②感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症予防マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルが作成され、その周知と学習、見直しがされています。
Ⅲ	1	(5)	③災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	防災・防犯マニュアルが策定され生活者の安全のための周知と学習がされています。年1回地域の消防、警察、自治会を含め火災、地震を想定した訓練を実施し、非常時の連携を図っているほか、福祉避難所として10名ほどの受け入れ可能場所として地元行政へ事前にリストアップされています。地域団体と協力し、行方不明捜査訓練を実施しています。
Ⅲ	2	(1)	①福祉サービスについて標準的な実施方法が明文化され福祉サービスが提供されている。	b	各寮介護マニュアルを策定し、生活者の状態に見合った標準的な介護が決められています。職員のキャリア・ステージ・プログラムにおいてステップ8として法人ケア・アカデミーによる基礎講座を受講することが規定されています。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅲ	2	(1)	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	ルール見直し委員会においてマニュアルの見直しを定期的に行っているほか、不必要な施設内ルールや管理ルールの見直しを行い職員の本来的な業務について検討をしています。
Ⅲ	2	(2)	①アセスメントにもとづく個別的な指導計画を適切に策定している。	b	従来よりの個別支援計画の策定と共に支援の見える化を目的に細やかなアセスメントの実施による支援計画の立案、計画の実施について本人同意を行った「全国救護施設版個別支援計画」を段階的に実施しています。更にアセスメントツールとしてvineland-Ⅱ適応行動尺度を近隣大学と協同で段階的に実施することに取り組んでいます。
Ⅲ	2	(2)	②定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	個別の支援計画は、PDCAのサイクルで計画的に見直しや再計画がなされています。支援計画は、モニタリングの時期の目安が定められ定期的に見直しがされています。
Ⅲ	2	(3)	①利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	記録は、パソコンソフトを導入し、効率的に入力保管がなされています。パソコンの記録は、情報として共有できる仕組みとなっています。記録の仕方についてはOJTを行い、職員によって差異が生じないように気を付けています。
Ⅲ	2	(3)	②利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程が法人として規定されており、個人のプライバシー保護に当たっています。
A	1	(1)	①利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b	生活の現場において日常的に生活者からの意見の聴取を大切にして、その意向をもとに個別支援計画に反映しています。多くの領域のアセスメントを行う全国救護施設版の個別支援計画が、より多くの生活者の支援計画となることを期待します。
A	1	(1)	②利用者の自律・自立生活の為の支援を行っている。	b	施設生活での自律・自立生活を完結することなく、退所し地域での生活が可能となるための継続的な支援や福祉サービスの提供に力を入れています。
A	1	(1)	③利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b	多様な障害やニーズを抱えた生活者が数多く生活しているため、職員は、個別に生活者の声に耳を傾けることを心掛けています。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
A	1	(1)	④利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b	全国救護施設版個別支援計画においては、意見尊重の仕組みが重要視されていますが、従来の個別計画においても意見や希望の聴取がなされています。
A	1	(1)	⑤個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b	日中活動・作業として新たに水耕栽培を補助事業として実施しています。作業については、時間に応じて報奨金が定められ支給されています。日常的なダンベル体操等のルーチン活動について、実績ポイントを付与し、貯まると職員とともに個人的に外出ができる等の励みとなる目標を設定しています。
A	1	(1)	⑥利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b	施設内は広く開放的な造りとなっており、生活がしやすい環境となっています。脱衣所がプライバシー保護の観点から問題があるとのことで、改装計画が立ち上がっています。
A	1	(2)	①利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。 ※AかC	c	生活者尊重の基本理念は、広報誌や施設パンフレット、ホームページ、事業計画・報告書から名刺に至るまで徹底して明記されています。又、虐待防止マニュアルも整備され、事例に対する対応手順も定められています。実際の事例として身体拘束等の権利侵害の事実が無いこともありますが、生活者が権利侵害を受けることのないように、サービス提供事業所としての権利侵害防止宣言の明文化と理解を得た生活者への同意署名を受ける文書の整備が望まれます。
A	2	(1)	① 利用者の障害・疾病等の状況に応じた適切な支援を行っている。	b	緊急対応マニュアルのほか感染対策等のマニュアルが整備され、その学習がなされています。障害の特性や虐待防止のため外部の講師を招き、職場内研修(知的障害のある犯罪行為者への支援)を実施しています。
A	2	(1)	②利用者の個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b	従来版、全国救護施設版とも、生活者の意向を基に個別支援計画を策定しています。
A	2	(1)	③利用者の嗜好や心身の状況に合わせて食生活を支援している。	c	施設の献立は通常は選択食ではなく、社会参加や自立支援を目的に外出機会を多く持ち外食をすることで希望選択を叶えてきました。生活者の現況は、多種多様な障害や生活困難な課題が多く見られることから、施設内での食生活も選択できる機会を提供する取り組みを期待します。
A	2	(2)	①利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b	法人内の特別養護老人ホームの機能回復訓練士に来てもらい、リハビリ計画を策定して実施しています。また、生活訓練として様々な作業(清掃、農作業、洗車等)に取り組むなどしています。

福祉サービス第三者評価結果(個票)

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
A	2	(3)	① 利用者の健康管理の支援と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b	生活者のバイタルチェックは毎日実施されています。往診医も毎週決められた曜日及び随時に来て診療を受けることができます。その他専門医による診察が毎月実施されています。訪問看護を利用し、悪性腫瘍末期患者のケアに当たっています。
A	2	(3)	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b	緊急時対応マニュアルが策定され、対応方法・手順等が定められています。これまで誤予薬の事例はありません。夜間時の事故報告は夜勤者より宿直者が受け、管理者又は看護師に連絡をとる体制となっています。
A	3	(1)	① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	生活者の外出支援は、現在はコロナ禍で自粛していますが、以前から積極的に実施し、買い物等を自らの意思や計画的に行えるよう支援をしてきました。生活者の能力や障害に応じた学習の機会(時計の読み方、識字、小学生のドリル等)を提供しています。
A	3	(2)	① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a	施設利用者の作業支援として作業報酬の支給、内職目標達成率による小遣い支給を決め、作業参加を積極的に出来るよう促しています。ポイント外出制度があり、作業の勤怠評価でポイントが溜まり個別外出が出来るなど、作業に対して意欲が持てるよう工夫しています。施設生活者以外の地域の生活困窮者等を対象に法人独自の生活サポート事業やユニバーサル就労支援事業の実施や法人本部が主導で障害者雇用に努めるなど積極的に実施しています。
A	3	(3)	① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	b	家族関係が困難な生活者が多いが、広報誌を送ったり、クリスマス会などのお知らせを出すなど、様々な機会を通して家族等への働きかけを行っています。
A	3	(4)	① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b	積極的に変化を好まない生活者が多い中、本来の通過施設としての役割を大切にし地域等での生活へ移行できるよう「居宅生活訓練事業」を現在4名を対象に行っています。担当に実務経験の豊富な相談員を配置し、様々な支援を受けられるよう支援に当たっています。
A	4	(1)	① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。	a	法人独自に、「ユニバーサル就労支援事業」「生活サポート事業」を展開し、一般就労と福祉的就労の中間の課題がある人、地域の生きづらい課題を抱えた人たち対象の法人内での作業提供等、積極的に地域におけるセイフティネットの役割を実行し着実に成果を得ています。